

## 「1.57ショック」から35年

客員主任研究員(上智大学准教授) 中里 透

1990年6月、ひとつのニュースが大きな衝撃をもって受けとめられた。前年、1989年の出生率が、丙午(ひのえうま)で出生率が大きく落ち込んだ1966年の1.58を下回ったことが明らかになったからだ。

この「1.57ショック」をきっかけに少子化の問題が強く意識されるようになり、少子化対策がスタート。1994年には「エンゼルプラン」と「緊急保育対策等5か年事業」の実施が発表され、その取り組みは「待機児童ゼロ作戦」(2001年)、「待機児童解消加速化プラン」(2013年)などに引き継がれてきた。

このように、少子化対策の伝統的な系譜は待機児童の解消をはじめとする「仕事と家庭の両立支援」となるが、2010年代に新たな視点が加わった。それは少子化対策を地方創生の取り組みと結びつけるものだ。各自治体にはまち・ひと・しごと創生法に基づき「総合戦略」と「人口ビジョン」の策定が求められ、地方創生と東京一極集中の是正を通じて少子化と人口減少の問題を克服することの重要性が謳われた。

これらのことからわかるのは、少子化対策の取り組みが、それぞれの時代の社会的な要請を反映する形で行われてきたということだ。当初の少子化対策が仕事と家庭の両立支援を中心とするものであったのは、1985年に男女雇用機会均等法が制定され、男女共同参画の取り組みが重要な政策課題となった、当時の社会状況と無縁ではない。少子化対策が地方創生と結びつく形で進められてきたのは、経済成長の成果を全国津々浦々に均霑させる「ローカル・アベノミクス」の取り組みが、日本創成会議の「ストップ少子化・地方元気戦略」に示されたビジョンと相まって、「東京一極集中の是正と地方創生が実現すれば少子化と人口減少が克服できる」というナラティブ(物語)を生み出し、その構図が広く受け容れられてきたからだ。

もっとも、少子化対策がこのような特定の視点と結びつく形で進められてきたことは、施策の展開に偏りをもたらした可能性がある(もちろん、男女共同参画と地方創生がそれぞれ大事な政策目標であることは改めて言うまでもない)。少子化対策が仕事と家庭の両立支援に偏りがちであったことは、バブル崩壊後の経済停滞の中で経済的に苦しい状況にあった若年層に対する経済的な支援が手薄になり、団塊ジュニア世代の家族形成が進みにくくなる要因のひとつとなった可能性がある。「希望出生率1.8」の実現を目指して

進められてきた地方創生の取り組みは、結果的には自治体間の人の奪い合いをもたらしてしまった。

現在進められている「異次元の少子化対策」では少子化対策関連予算の「倍増」が謳われているが、10年ほどの期間で少子化対策の予算が2倍近くになった国がある。それは2013年から2022年にかけての日本だ。だが、2000年代半ばから緩やかな上昇傾向にあった出生率は2016年以降低下に転じ、その傾向は今も続いている。少子化対策によってシステムティックに出生率を引き上げていくことには大きな困難が伴う。

少子化対策というと、どうしても子育て支援策が中心となり、世の中への関心も「どのくらい給付がもらえるのか」ということに向かいがちだ。だが、すでに生まれている子どもに対する給付を増やしても、今いる子どもの数が増えることはない。やや長い目でみれば子どもを持つことへの安心感が増し、出生率の向上に寄与するかもしれないが、その効果は間接的なものにとどまる。少子化対策の相当程度は、出生率の引き上げというよりは、すでに子どものいる家庭の経済的な負担を減らすための家計支援に向けられている。

昨年、2024年の出生数は70万人を割り込んだ。出生数は出産可能年齢に当たる女性の数と有配偶率と有配偶出生率の掛け算だから(日本では婚外子の割合がとても小さいことに留意)、出生数の減少はこれらの要因に分けて考えることができる。

このことを踏まえて今から35年前、1990年との比較をすると、最近時点における出生数の減少は出産可能年齢の女性人口の減少と有配偶率の低下によるところが大きい。出産期に当たる女性の数は過去の出生数から既に決まっている先決変数だから、「異次元の少子化対策」が奏功して出生率が高まったとしても、少子化と人口減少は続いていくことになる。

となれば、出生率の飛躍的な向上に期待しつつも、現実的な判断としては少子化と人口減少が続いていくことを前提に社会の仕組みを作り替えていくことが必要となる。人口が少なくなるとイノベーションが起きず経済が停滞するという話もあるが、明治初年の人口は3,500万人ほど、戦後の高度成長が始まる前の時点の人口は9,000万人に満たない数であった。重要なのは人の数ではなく人材の豊富さ、人的資源の質であり、さまざまなアイデアを活かすことのできる柔軟で多様性のある社会が維持されていくことである。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail : sesomu@dbj.jp